春日井市定例記者会見

資料８

かすがいいきいきポイント事業を開始！
～市民一人一人のいきがいづくりをサポートします～

１　目　的

高齢者のいきがいづくりと継続的な社会参加を促進するため､65歳以上の市民の方に、対象となる趣味や地域活動などを行った際に、電子マネーに交換できるポイントを付与する「かすがいいきいきポイント事業」を始めます。

２　概　要

利用者が、公共施設においてポイントの付与対象となる活動を行った際、会場内に掲示しているＱＲコードをスマホのアプリで読み込むことでポイントが付与されます。一定のポイントが貯まるごとに、利用者にポイントを還元します（上限あり）。

３　対　象

65 歳以上の市民

４　利用の手順

①アプリのダウンロード	②ポイント付与	③ポイント還元
利用者がスマートフォンにアプリをダウンロードし、利用者登録	対象公共施設（※）における講座や団体活動に参加した際、ＱＲコードを読み込むことによりポイントを付与	電子マネーへの交換 ★1,000ポイントから交換可能 ★5,000ポイント／年度を上限

※対象公共施設：東部市民センター、市民活動支援センター、青年の家、
ふれあいセンター（味美、高蔵寺、西部、南部）、公民館（中央、知多、坂下）

５　利用者支援

対象が高齢者であるため、アプリダウンロード及び利用についての説明などの支援を行います。（操作説明会、コールセンターの設置、説明動画の配信など）

６　開始日（予定）

令和７年１月16日　※アプリダウンロード、ポイント付与同日

問い合わせ　いきがい創生部いきがい推進課　TEL 0568-85-6176